

被 保 険 者 (被 扶 養 者) 資 格 喪 失 証 明 書

被保険者	氏名		被保険者証 記号番号	
	住所			
区分	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日
資 格 喪 失 者	被 保 険 者	本 人	男・女	大・昭 平・令 年 月 日
	被 扶 養 者		男・女	大・昭 平・令 年 月 日
			男・女	大・昭 平・令 年 月 日
			男・女	大・昭 平・令 年 月 日
			男・女	大・昭 平・令 年 月 日
			男・女	大・昭 平・令 年 月 日
資格喪失年月日	令和 年 月 日 (退職による場合、退職日の翌日)	資事 格喪 失の 由	1 退 職	
退職年月日	令和 年 月 日		2 扶養除外	
			3 任意継続(満了・脱退)	
			4 その他()	
<p>上記のとおり資格を喪失したことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>事業所の所在地及び名称 ⑩</p>				

※ 事業主様へのお願い

- この証明書は、国民健康保険の加入手続きに必要ですので、必要事項を記入のうえ本人にお渡しください。
- 資格喪失の事由欄は、該当する項目を○で囲んでください。なお 4 その他の場合は、事由を () 内に記入してください。

◆ 国民健康保険の加入手続きに必要なもの

- この証明書
- 印 鑑
- 家族で国民健康保険に加入している人がいれば、その保険証
- 退職者医療制度に該当する人は、年金証書
(厚生年金期間が20年以上又は40才以降10年以上ある
60歳から65歳までの年金受給者)
- 年金手帳

※ この手続きは、資格喪失後14日以内に行うことになっております。ただし、退職後直ちに他の事業所に勤務して健康保険(共済組合)に再加入する場合は、この手続きの必要はありません。